

北茨城市観光協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北茨城市観光協会と称し、事務所を北茨城市役所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、市内の観光資源の開発と紹介を行い観光客の誘致を図り、地域産業と文化の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 観光資源の総合開発の促進
- (2) 総合宣伝により観光客の誘致
- (3) 関係諸機関との連絡提携及び共催事業の実施
- (4) 観光に関する諸施設の充実及び資料収集
- (5) その他本会の目的達成のため必要と認める事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する団体又は個人とする。

(加入)

第5条 本会に加入しようとする者は、別紙加入申込書(様式第1号)に所定の事項を記入のうえ本会に申し込むものとする。

第6条 本会に加入申し込みがあったときは、理事会に諮りこれを決定する。

(会費)

第7条 本会の会費は次のように定める。

項目	年度登録料	1口会費額	基本額
額	10,000円	5,000円	15,000円

*口数は1口以上何口でもよい

(脱会及び失格)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときはその資格を失う。

(1) 脱会

脱会しようとするときは、脱会届(様式第2号)により本会に届け出なければならない。

(2) 除名

会員で次の一に該当するときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。

ア 本会の名誉を毀損し、趣旨に違反する行為があったとき。

イ 2ヵ年の会費未納会員その他会員たる義務を怠ったとき。

第3章 組織

(組織)

第9条 本会の組織は、別表1組織図とする。

(執行部)

第10条 執行部は、総会及び理事会の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 執行部は、会長、会長代行、副会長、各部会長及び市環境産業部長で組織する。

(部 会)

- 第11条 部会は、業種ごとの情報交換により各会員の意識向上を図り、広く会員の意見を本会に反映させることを目的とする。
- 2 部会は、本会員を業種ごとに分割し、組織する。
 - 3 各部会会員数は、概ね10名以上40名以下とする。尚、本会運営上必要があるときは、新部会を設立するかまたは他の部会へ統合する。
 - 4 部長は、各部会理事の中から互選する。ただし、他の執行部職を兼任できないものとする。

(委員会)

- 第12条 委員会は、本会の自立的な運営を目指し、充実した事業運営を図ることを目的とする。
- 企画総務委員会
- ア 年間事業の企画立案を行う。
 - イ 本会の運営・PR活動の推進を図る。
- 2 委員長は、理事の中から互選する。
 - 3 委員会の定員は、正副委員長を含め14名以内とする。
 - 4 委員は、委員長の指名により会員の中から選出する。ただし、会長、会長代行及び副会長は除くものとする。
 - 5 各副会長は、委員会の顧問とする。

第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。ただし、必要に応じて会長代行を置くことができる。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若 干 名
監 事	2 名

- 第14条 会長は、会員又は本会の事業に関係の深い者の中から総会で選任する。
- 2 会長代行、副会長及び監事は、総会で会員の中から選任する。
 - 3 理事は、各部会の中から選任する。ただし、別に1名を市環境産業部長をもってあてる。
 - 4 各部会ごとの理事数は、部会員数概ね5名に1名の割合により選出するものとする。ただし、会長が別に推薦する場合はこの限りではない。

第15条 前条の役員の選任は無記名投票によって行う。ただし、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

(任 期)

- 第16条 会長、会長代行、副会長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。前条の役員の中補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 会長、会長代行、副会長、理事及び監事は、その任期が満了の場合でも後任者が決定するまで引き続きその職務を行うものとする。

- 第17条 会長は、本会を代表し会務を統轄し、総会、理事会、執行部会を招集する。
- 2 会長代行は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 副会長は会務を掌握し、会長、会長代行ともに事故あるときはその職務を代理する。
 - 4 監事は、会務会計を監査する。

(顧 問)

- 第18条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問は理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問の任期は、2年とする。

(理事会)

- 第19条 理事会の権限は、次のとおりとする。
- (1) 予算、決算その他総会に提出する議案を決定すること。
 - (2) その他本会に規定のあるもののほか、特に緊急な事項を決定すること。

(召集)

第20条 理事会は、会長が必要と認めるときにこれを召集する。

- 2 理事総数の3分の1以上の請求があったときは、会長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、定員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 理事会の議事は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 総会

(総会)

第21条 通常総会は毎年1回これを開き、予算決算その他重要な事項を審議する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員総数の5分の1以上の請求があったときにこれを召集する。

第22条 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。

第23条 総会を招集しようとするときは、開会7日以前に会議の目的とする事項、日時及び場所を定めて各会員に通知するものとする。

第24条 総会は、会員の3分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状による場合も出席とみなすことができる。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 事務局

(事務局)

第25条 本会の事務局を北茨城市商工観光課内に置く。事務局には局長及び主任を置き、局長には商工観光課長をもってこれにあてる。事務局の運営については別に定める。

第7章 会計

(会計)

第26条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 雑則

(その他必要事項)

第28条 この会則に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

付 則

この会則は、平成9年7月4日から施行する。
この会則は、平成14年6月4日から施行する。
昭和60年6月8日制定の会則は、廃止する。
この会則は、平成17年5月31日から施行する。
この会則は、平成19年4月1日から施行する。
この会則は、平成23年7月12日から施行する。
この会則は、平成25年5月29日から施行する。
この会則は、平成29年6月5日から施行する。

